

新規創業される方に助成金を交付し、起業を応援します! 魚津市創業者支援事業助成金のご案内

令和6年4月 魚津市商工観光課

Tel0765-23-6195

	少なくとも以下の①~②全てに該当すること				
要件	①魚津市内において新規創業する予定(創業後含む)であり、3年以上事業を継続する見込みのあること。				
	②市税等を滞納していないこと。				
	ただし、以下の事業は対象外となります。				
	・風営法に基づく営業の許可又は届出を要する事業・宗教活動又は政治活動を目的とする事業				
	・事業承継により開始する事業・フランチャイズ契約に基づく事業及びそれに類する事業				
	・常時1人以上のスタッフが配置されない事業(スタッフには事業主も含む) ・1週間の営業日数が平均して3日以下である事業 詳しくは商工観光課にお問合せください!				
B. # 4 4 4					
助成金の	どちらかを選択(ただし、下段の助成金との併用可)				
種類	☆改装助成金(自己所有物件も可)		☆奨励金		
助成金額	対象経費(※1)の 1/3 (上限 50 万円)		10 万円		
助成額の加算	事業主もしくは法人の代表者が				
	・「特定創業支援事業を受けた事業(※2)」なら		事業主もしくは法人の代表者が		
	対象経費の 1/2(上限 75 万円)				
	・「40 歳未満」なら		・40 歳未満なら 10		10 万円
	対象経費の 1/2(上限 80 万円)		・女性なら 5万円		5 万円
	・「40 歳未満の方」が「特定創業支援事業		・特定創業支援事業参加者 5万円		
	参加者」であれば 2/3 (上限 105 万円)				
特定創業	40 歳未満	40 歳以上	性別	40 歳未満	40 歳以上
支援事業	10 /30/14/13	10 /////	12733		
受けた	対象経費の 2/3	対象経費の 1/2	女	30 万円	20 万円
事業	(上限 105 万円)	(上限 75 万円)	男	25 万円	15 万円
受けてい	対象経費の 1/2	対象経費の 1/3	女	25 万円	15 万円
ない事業	(上限 80 万円)	(上限 50 万円)	男	20 万円	10 万円
申請の流れ	認定申請 → 書類審査 → 対象認定 →		認定申請 → 書類審査 → 対象認定 →		
(わく囲み部分が	改装工事 → 現地確認 → 交付申請 →助成		現地確認 → 交付申請 → 助成		
申請者の係る部分)					
認定申請期限	改装工事着工前		営業開始初日から3か月以内		

★UIJ ターン助成金(R6.4~)

要 件:「40歳未満」の方が、「市外から魚津市立地適正化計画で定める居住誘導区域内(※3)

に転入し、住民登録を行った日から2年以内」の場合

併用可能な

助成金:10万円 を加算

助成金

★貸店舗賃助成金

要 件:「40歳未満」の方が、「魚津市立地適正化計画で定める居住誘導区域(※3)」にある

貸店舗で創業する場合

助成金:賃料の1/3(上限20万円、営業開始初日の属する月から12か月分が対象)

^(※1) 既存設置物撤去費、持ち運びできる対象物の購入費、消費税は、補助対象となりません

^(※2) 特定創業支援事業:魚津市創業支援等事業計画に位置付けられた事業(例:アシステム税理士法人主催「とやま創業スクール」)

^{(※3) 「}魚津市立地適正化計画で定める居住誘導区域」は裏面の地図をご参照ください。